

令和 8 年 度

第 4 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 8 年 7 月 30 日（木）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和 8 年度 第 4 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午後 3 時 48 分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12 名)

1 番 長瀬	2 番 小出	5 番 水澤
6 番 中川	7 番 佐藤	13 番 高波
14 番 田鹿	15 番 富永	17 番 大島
18 番 武田	19 番 山田	21 番 中嶋

(2) 農地利用最適化推進委員 (18 名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	小山		
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	杉田	山賀	有間
(大潟区)	田中		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	石野	金井	
(三和区)	赤井	古市	

2 欠席委員

- (1) 農業委員 なし
(2) 農地利用最適化推進委員 (大島区) 武田

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南波
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	上田
牧区駐在室	主 任	橋立
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	副主幹	新保
大潟区駐在室	班 長	小林
頸城区駐在室	副主幹	金子
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

13 番 高波 15 番 富永

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	【１．開会） 午後３時４８分 それでは、これより令和8年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、田鹿部会長からごあいさつをお願いいたします。 （田鹿部会長あいさつ）
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、田鹿部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、委員12名、全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進員1名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 13番 高波 委員、15番 富永 委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 （21番 中嶋 委員） 省略
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号2123番から2136番の14件を上程します。 事務局の説明を求めます。
議 長	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

安塚区 駐在室	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」 ご説明いたします。 最初に「地域計画内」であります。が、議案書の1頁、2123番から3頁、2132番の10件をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、4頁から6頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき市から農業委員会に対して意見照会があったもので、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。が、7頁、2133番から8頁、2136番をご覧ください。議案書の対象農地につきましては、9頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。が、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
議 長	（「ありません」の声あり） 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《浦川原区駐在室の議案》 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2503番から番号2504番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。 浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

浦川原区 駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は1頁、番号2503番から2504番の2件をご覧ください。 農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告で、農地中間管理機構を介した貸付けであり、現耕作者へ売却するために解約するものです。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第1号 農地法第3条許可申請について> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2502番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は2頁、2502番をご覧ください。 所有権移転の許可1件です。譲渡人の財産整理のため売却するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
井部委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長	
	<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について>
議 長	議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」
	利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号2520番から番号2535番の16件を上程します。
	はじめに、地域計画内の貸借権13件のうち、3頁、番号2520番から4頁、2524番までの5件及び7頁の地域計画外の貸借権3件のうち、番号2533番の1件は、私に関する案件ですので、議事参与の制限により、議長を中嶋職務代理と交代いたします。
	（議長を中嶋職務代理と交代）
議 長	それでは、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。
(職務代理)	
	（ 田鹿委員 退席）
議 長	田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
(職務代理)	
議 長	議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」
(職務代理)	田鹿委員に関連する地域計画内の貸借権5件を説明いたします。
浦川原区	議案書は、3頁、番号2520番から4頁、2524番をご覧ください。
駐在室	5件とも契約期間満了に伴う契約更新についてです。対象農地については、6頁「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。
	「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。
	「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
	次に、議案書8頁の地域計画外の貸借権設定の番号2533番をご覧ください。
	対象農地については、9頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。
	「地域計画外」の農地については、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。
	本議案については、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
	以上です。

議 長 (職務代理)	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長 (職務代理)	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長 (職務代理)	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (田鹿委員復席)
議 長 (職務代理)	議長を田鹿部会長に交代いたします。
議 長	続きまして、私の関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」地域計画内の貸借権設定13件のうち、田鹿委員関連の番号2520番から2524番の5件を除く、8件について説明いたします。 議案書は、4頁、番号2525番から5頁の2532番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6頁と7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案については「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に、地域計画外の貸借権3件のうち、田鹿委員関連の番号2533番の1件を除く、2件について説明いたします。 議案書は、8頁、番号2534番、2535番をご覧ください。 議案の対象農地については、9頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案については、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

	以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大島区駐在室の議案》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号2964番から2967番の4件を上程します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 はじめに、地域計画内の2964番、2965番の2件をご覧ください 議案の対象農地は、2頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に地域計画外であります。 3頁、2966番、2967番の2件をご覧ください。 議案の対象農地は、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《牧区駐在室の議案》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、地域計画内の番号3323番から番号3324番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。 議案書の1頁、3323番から番号3324番の2件をご覧ください。対象農地につきましては、2頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《柿崎区駐在室の議案》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3718番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは1頁、3718番をご覧ください。利用権の解約届出の受理報告です。 合意による解約で、解約後は中間管理機構へ貸付けます。関連案件は備考に記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3708番と3709番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第1号「農地法第3条許可申請について」 ご説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。 3708番は、譲渡人の財産整理のため、無償譲渡するものです。3709番は譲受人が申請地一帯で枝豆栽培を行うため購入するものです。 申請農地については、いずれも畑として利用予定です。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
佐藤委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

杉田委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について> 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号3702番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 3頁、番号3702番をご覧ください。 柿崎区柿崎地内の農地を「貸駐車場及び資材置場」として転用するものです。 4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 譲受人は、柿崎区で建築業を営んでおり、申請農地に隣接する土地も併せて購入し、倉庫、資材置場、駐車場を整備する予定です。申請農地はアスファルト舗装し、向かいで営業している飲食店の駐車場として貸出すこととしています。申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種農地に該当し転用可能です。 工期は許可後、8月末を予定しています。 転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水は側溝排水及び地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり許可することに決定いたします。
議 長	<議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定の地域計画内の番号3844番から3848番の5件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案書は6頁3844番から7頁3848番をご覧ください。「地域計画内」での利用権設定になります。基盤法相対契約の期間満了等に伴い農地中間管理事業により契約更新するものです。対象農地につきましては、8頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 5件とも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大潟区駐在室の議案》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について> 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区	大潟区駐在室です。宜しく申し上げます。

駐在室	報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。 1頁、番号4606番から4608番までをご覧ください。 4606番は、大潟区土底浜地内の農地を譲受人の一般個人住宅建築のため転用するものです。 4607番は、大潟区上小船津浜地内の農地を譲受人の一般個人住宅建築のため転用するものです。 4608番は、大潟区潟町地内の農地を転用し、譲受人の住宅用地として一体利用するものです。以上3件の農地は、すべて市街化区域内にあり、周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第1号 農地法第3条許可申請について> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号4605番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 2頁、4605番をご覧ください。所有権移転の許可1件です。譲渡人は、財産整理により売却するものです。譲受人は、現在議案書に記載の住所にお住まいですが、この度、不動産事業者を通じて、譲渡人から当該農地や隣接する一般住宅を買受け当区へ移住される計画です。当該農地は家庭菜園として利用し、セカンドライフを充実させたい考えであります。議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
山田委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《頸城区駐在室の議案》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞ 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号5301番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号は市街化区域内の農地について、転用する場合の届出受理に関する報告です。1頁、番号5301、西福島地内の農地1件に関して受理しました。 転用目的は、一般個人住宅建設です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について＞ 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号5301番、5302番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	報告第2号は市街化区域内の農地について、転用に伴い権利を取得する場合の届出受理に関する報告です。2頁、番号5301、5302下中島地内の農地2件に関し受理しました。 転用目的は、一般個人住宅建設です。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について> 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5303番 5304の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第1号は、農業委員会の許可を必要とする農地転用を伴う権利移動の申請です。 3頁、番号5303をご覧ください。 本件は、頸城区榎井地内の農地を「道路」として利用するものです。位置図は4頁、土地利用計画図は5頁をご覧ください。。 受人は、自宅への進上路として申請地に隣接する法定外公共物である里道（赤道）を利用し、農業を営んでいます。このたび農業用機械の大型化に伴い、里道の占用許可を受けて舗装工事を行うとともに、大型機械が安全に通行できるよう、申請地を賃借して進上路を整備するものです。 申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であることから、第2種農地と判断しました。 転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 つづいて、3頁、番号5304番をご覧ください。 本件は、頸城区百間町地内の農地を「資材置場」として利用するものです。位置図は6頁、土地利用計画図は7頁をご覧ください。 譲受人は、他所で自動車販売・修理業を営んでいますが、事業拡大に伴い、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場および資材置場として利用するため転用するものです。 当該農地は、令和8年6月11日付で農振農用地区域から除外されており、また、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であることから、第2種農地と判断しました。 転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《吉川区駐在室の議案》 次に吉川区駐在室管内の案件審議を行います。
議 長	＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6223番から6228番の6件を報告します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	1頁と2頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した6件は、いずれも合意による解約です。 解約後の利用形態は、休耕が1件、中間管理機構へ貸付が2件、耕作者の変更が3件です。 一番右端の備考欄に、このあと説明する議案との関連について 記載しておりますので参考にしてください。 説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、6件を承認します。
議 長	＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞ 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6218番と6219番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	それでは3頁をご覧ください。議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。お手元に配布した農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 番号6218番と6219番は、農地を手放したいとする譲渡人からの所有権移転です。全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。

	説明は以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
金井委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定の番号6232番から6241番の10件を上程します。 事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	4頁から6頁をご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」の利用権設定、番号6232番から6241番までの「地域計画区域内」の対象農地について説明します。 こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、7ページの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
山田委員	はい。4頁、申請番号6234番ですが、貸付人と借受人が同一人物となっていますが、こういった契約はよくあるのでしょうか

吉川区 駐在室	現在、こちらの地区において圃場整備事業を実施する予定としており、その事業が農地中間管理機構関連農地整備事業という事業で、機構が農地中間管理権を有する農地であることが要件となっております。このため、元々が自作地の場合、自身の農地をいったん機構へ貸付、それを借り受けるという契約形態になっており、通常ではあまりない契約形態です。
山田委員	わかりました。
議 長	ほかに意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について> 次に議案第3号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、番号6200番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	それでは、8頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は9ページにある対象農用地リストのとおりです。こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案について「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議 長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《三和区駐在室の議案》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号8628番及び番号8629番の2件を上程します。 事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、説明します。 議案書は1頁、番号8628番及び番号8629番の2件をご覧ください。 これらの案件は、期間満了による契約更新です。対象農地につきましては、2頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 同法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。

議 長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
議 長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。
柿崎区 駐在室長	田鹿部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の中嶋委員からお願いいたします。 (中嶋職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和8年度第5回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 4 時 3 4 分終了